

平成 25 年度 第 2 回

**篠山市まちづくり審議会議事録**

と き 平成 25 年 11 月 6 日 (水)

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

## 平成25年度第2回篠山市まちづくり審議会議事録

平成25年11月6日、平成25年度第2回篠山市まちづくり審議会が召集される。

### 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成25年11月6日(水) 午前10時00分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

### 2. 出席委員の氏名

角野幸博委員    山下淳委員    藤本英子委員    田中栄治委員  
中川政和委員    田淵清彦委員    布施未恵子委員    森田和夫委員  
藤原雅洋委員

#### 【オブザーバー】

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 課長 永田佳幸

#### 【事務局】

まちづくり部 部長 梶村徳全  
まちづくり部地域計画課 課長 中筋吉洋  
まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致  
まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也  
まちづくり部地域計画課景観室 主査 山本有子  
まちづくり部地域計画課景観室 主事 村上稔

### 3. 会 議

1. 開会（午前10時00分）

2. あいさつ

事務局を代表し、まちづくり部梶村部長よりあいさつ

3. 委嘱状交付・委員紹介

4. 会長の選出

角野幸博委員が会長に就任

5. 会長あいさつ

角野会長よりあいさつ

（これ以後の議事について角野会長が進行）

6. 職務代理者の指名

篠山市まちづくり条例第19条第3項の規定に基づき、角野会長より藤本英子委員を指名することを出席委員に提案

委員より異議がないことから藤本英子委員が指名される。

7. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり条例施行規則第32条第2項に基づき、会長より2名の署名人を指名

委員名簿の順で山下淳委員、藤本英子委員が指名される。

8. まちづくり審議会の審議事項等について

資料1により事務局説明

9. 景観部会について

（1）景観部会の役割等について

資料 2 により事務局説明

会長 事務局からの説明について、委員の皆様からのご意見、ご質問があればお受けいたします。いかがですか。

委員 緑条例との兼ね合いです。特に景観について、3000平米以下については篠山市で審査し、3000平米を超えれば県が審査されるのですが、それとの関係性があると思います。開発業者において緑条例の認識が全くないのです。入口の部分できちんとしながら、出口の方では無視されているという実態があるわけです。その辺をこれにどう反映していくのかという疑問を感じているところです。特にガイドラインの中で、緑化指針等がありますが、開発業者は全く無視しています。先日もうちの地域で説明会があったので質問しましたが、「どうしてそんなことをしなければいけないのか。」と。そういう認識でいる人が多いという印象を持っております。

事務局 まず、入り口の部分としての手続きの流れですが、景観条例が制定されるまでは、開発行為があった際、緑条例のガイドラインに抵触した場合は、丹波県民局が所管されている丹波委員会に諮って意見等を出し、それを事業者にお伝えするしくみがありましたが、景観条例を制定し、さらにまちづくり条例を改正しました際に、まちづくり審議会を立ち上げましたので、仮に基準に不適合なことがあれば、その内容をまちづくり審議会の景観部会に諮って、基準に不適合となっている内容に対してどう改善していただくかご審議いただきます。景観部会が設立され、同じ開発行為に対してダブル審議をする必要もないということになり、景観部会の審議事項については丹波委員会に諮る必要がないということと、丹波委員会の方は休止されています。また、大規模な開発行為の場合はまちづくり審議会に諮って、ご意見を頂戴し、それを事業者にお伝えします。なお、緑条例の基準なども事業者には、現在守っていただいております。また、3000平米以下の開発行為は市で許可と検査を行って確認をさせていただいているという状況です。

委員 実態はそういうふううまく運営できているというふうには、私自身は認

識していません。確かに入り口については非常にしっかりできているわけですが、出口になったときには、どうしても声の大きい者が勝ってしまって、条例などが厳格に運営できていないような認識があります。入り口は、はっきり言って作り過ぎるくらい作っていると思います。出口がもう一つ十分でないという気がします。3000平米以下で2900平米の開発を繰り返しているが、これが続くと完全にスラム化になってしまうので、色々な法令の部分を厳格に運用し、景観形成や住環境を整えるという目線で運用していかなければいけないと思うので、開発行政を市民の目線に立ったものにして欲しいというのが発言させていただいた主旨です。この審議会でも、今の都市計画法でも事前審査だけですが、確かに審議会は出口のことを言う場所ではないのかもしれませんが、もう少し何らかの対応ができないかなという思いです。

事務局

入り口と出口のお話がありました。入り口についてはしっかりしているというお言葉もいただきましたが、いわゆる3000平米の逃れの開発の話だと認識しています。3000平米逃れの開発につきましては、兵庫県の開発許可制度の手引きに準じ、篠山市も同様の取り扱いをしておりますので、その規定に該当するかどうかを判断し、また、県との連携も緊密にとりながら、しっかりチェックも行っていきたいと思っております。また、出口の話ですが、以前、藤原委員よりご指摘いただいた開発案件もありますので、そちらもしっかり検査に取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

会長

付け加えることもないかと思いますが、一つは事業者にどれだけ理解を求めていくか、普段から情報はしっかり、毅然とした態度で示し続けるということと、3000平米逃れの開発については県の手引きに準じてきっちりと進めていくということ、それから何よりも、そういった状況の中でまちづくり審議会やとりわけ景観部会の役割をもう少ししっかりアピールしていくということも必要かなというふうに思いました。どうぞよろしく願いします。

(2) 景観部会委員の指名

まちづくり審議会運営規定第3条第1項の規定により会長が指名事務局より藤本英子委員、田中栄治委員、中川政和委員、布施未恵子委員および公募委員より1名就任されることを提案。

事務局の提案を受け、会長より藤本委員、田中委員、中川委員及び布施未恵子委員が景観部会委員に指名される。

また、公募委員からは森田委員が指名される。

### (3) 部会長の指名

まちづくり審議会運営規定第3条第3項の規定により、会長より藤本英子委員が景観部会長に指名される。

## 10. 審議事項

### 篠山市景観計画の変更について

#### 事務局より説明

会長

説明でのポイントは、新しい第7章で「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を、それまでは第7章第4項第2号にあったものを新しく章として取り出して、さらにその中に基本方針という部分がなかったので、それを記載したということが一つ大きな点です。それから、沿道地区の部分の指定個所が増えているということです。今の説明について、ご意見、ご質問よろしくお願ひいたします。

委員

今回、7章で屋外広告物の表示ということであがって分かりやすくなったと思うのですが、62ページの図ですが、これはこのまま入れられるのですか。あまり意味がないのかなということと、では「景観を高める美しい(適正な)デザイン」と書かれていますが、ピンクは「魅力的デザイン」と書かれているのが少し気になりました。どうせ図を入れられるのであれば同じ言葉遣いで入れられた方がよいのかなと思います。ご検討をお願いします。

会長

その通りですね。いかがですか事務局。

事務局 そうさせていただきます。

会長 どちらに合わせられるのでしょうか。

事務局 下の文書に合わせたいと考えております。

会長 この図は残すということで、「魅力的デザイン」というところを「景観を高める美しい（適正な）デザイン」そのまま入るということによろしいですか。

事務局 「美しいデザイン」として、括弧は省略したいと思います。

会長 それでは確認です。図はそれぞれ何となく省略しているようですので、  
は景観調和とだけ書いていますよね。 は「わかりやすさ、見やすさ」と書いていますね。 は「美しいデザイン」でいいのですか。

委員 魅力的なデザイン、わかりやすい、見やすいということは大事だとは思いますが、農家の立場から言わせていただければ、看板というのは農作業に非常に邪魔になってきます。篠山市は農都宣言をして、農業の都ということを大々的に謳っているのですが、いくら綺麗なもの、素晴らしいデザインの物をされても、農作業がしにくいようなものをされたら何の意味もないということをお大前提において欲しいのです。色などは関係ないのです。色々な委員会があるけれど、横のつながりがないのです。その部署、その部署で立ちあげているのでバラバラになるのです。こういうことを謳うのであれば、篠山市の農都宣言をお大前提において欲しい。看板は目につかなくていいです。仕事がしやすければいいです。それをまず、考慮すると、ライト一つにしても、何にしてもそれが抜けているのです。このデザインなども分かりやすい、魅力的なデザイン、農業に何が関係あるのだと。そこも考慮をお願いいたします。

会長 農業のやりやすさというのは、大きさや場所などの他に考慮すべきことで何がありますか。

委員 照明もあります。

会長 大きさや場所については当然制限がありますが、照明の話は何か制限がありましたか。

事務局 照明は野立て広告物には基本的には、篠山市ではつかない形のものになっています。方針としましては、「地域特性に合わせた」ということを

書かせていただいておりますが、基本方針の冒頭にも「山並みに囲まれた美しい田園景観」ということになっており、今日の説明では省略しましたが、もともと盆地領域というのは「農用地の中では設置を控えましょう」ということを謳っていたものであり、それを継承して田園区域ということで、この田園沿道区域の部分につきましては、今まで県条例で認められていました案内誘導広告につきましても、原則禁止という内容にしております。従いまして基準につきましては、会長のおっしゃられた大きさ、場所についてはかなり重視した内容にはなっているのですが、基本方針のところではそれが明確に伝わりにくい部分は確かにあると思います。それにつきましては景観調和の部分で、風致を維持するため地域特性に応じてという説明をしていますが、このあたりを少し付加しまして「農業への配慮」という視点も入れておきたいというふうに思います。また、農都宣言に基づき、土地利用に合わせて、田園地域の特に眺望性を維持しようということで、それにつながるように基本方針も説明を付加する形にしたいと思います。

委員

62 ページの 番ですが「篠山の景観に配慮し、篠山らしい生き活きとしたまちづくりに寄与する屋外広告物を創造していきます。」とありますが、生き活きしたまちづくりをするなら広告物は必要ありません。うたい文句と何も合っていない。広告ありきで書かれている。生き活きというのは篠山のどの地域のことですか。

事務局

番の部分は、どちらかというともちの区域を配慮した内容になっており、まちの区域では原則禁止にしないで、社会生活上、屋外広告物は必要なものであるという立場で、不特定多数の人をしっかりと案内誘導して迷わないように移動していただく面も含め、うまく活用することによって、より賑わいや魅力、生き活きとした住生活が遅れるようにという意味で 番は書かせていただきました。

委員

それは理解しています。この屋外広告物の基本方針を見ると、「緑の山並みに囲まれた美しい田園」とうたっているのに、この下でまちの中心のことだけを謳っているのはおかしくないですか。それなら、地域を限定して謳わないと。説明を聞けば分かりましたが、このままでも構わな

いけど、そういうことを常に頭においてやって欲しい。これも一つ、篠山市の景観ではあるけれども、田園地帯全て含んでの協議をしているわけだから、説明で「この地域の話です」というなら、その旨を示しておけばいいのと思います。

事務局

地域全域を対象とした考え方に基づいて基本方針を定めようとしているのですが、ご意見のありました農都と言われるさとの区域を中心とした景観に配慮した屋外広告物の規制誘導の観点、の景観調和に該当しますけれど、農都の風致を維持するため、地域特性に応じて屋外広告物を規制誘導していきます。また、市街地や歴史的な街区につきましては、商業活動の私権という部分もあり、制限できない部分もありますので、そういったものにも一定配慮した屋外広告物といったものを方針として出させていたきたいということで、  
、  
の中には篠山市全域を対象とした方針ということで考えておりますのでご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

委員

もし屋外広告物を出せるとすれば、出せるときにはこうしてくださいという方針が書かれています。出せない場所が随分多くあるわけです。私達のようにデザインに携わる者や学識経験者は、屋外広告物はなくて済むものは、ない方針であるべきだと思っております。ただやはり、商業活動で必要とされる方、色々な事情で誘導サインが必要な場所があるということが現実でありまして、その時に、出さざるを得ないのであれば基準を作ろうということで、こういう基準を設けております。基準がなければ出せるところは好きに出せてしまいます。そこで、出される方に少しでも配慮して出していただくためにこういう基準を設けていることをご理解いただければと思います。

委員

理解しています。しかし、篠山では出せるところにも農地があるということをお頭において欲しいと思います。そこで生計を立てる住民が住んでいるのです。篠山の町の中にも農地は沢山あります。許可されているところにも農地はあるのです。そこに看板を出すならそれなりの配慮について謳って欲しいというお願いをしているのです。

会長

ありがとうございます。基本的な考え方としては、農都という大きな

コンセプトがあり、農業と賑わい、歴史的な町並み、市民の生活が調和するという基本コンセプトはここに文書として書かれている分で読み取れると思います。その上で今おっしゃった注意点は個々の指導の中で、指導する側、話をする側がちゃんと理解した上で個別に対応していただく必要があるのかなと思っております。その上で若干気になりますのは、文書では生き活きとしたということになっていますが、上の箇条書きのところは美しいと書かれている。対応していないと感じます。ここは微修正できないですか。 、 は箇条書きと図と下の文書とは対応しているのですが、 は、表現の整合性がとれていないことが気になります。

例えば「篠山らしい美しく、生き活きとした」であれば対応していると思うのですが。あるいは、今のご意見を踏まえるとすれば、「美しく」だけで「生き活きとした」をとってしまうという方法もあります。

事務局

「生き活きとした」というところを「美しい」と修正させていただきたいということと、 の下から2行目の「篠山市では」のところを「篠山市では農都篠山にふさわしい良好な景観を形成し、風致を維持するため、地域特性に応じて屋外広告物を規制誘導していきます。」と変更させていただきます。

会長

事務局から修正提案がありました。確認します。 の本文の部分の3行目の後半、「篠山市では、農都篠山にふさわしい良好な景観を形成し、風致を維持するため、地域特性に応じて屋外広告物を規制誘導していきます。」という修正、 につきましては「篠山の景観に配慮し、美しいまちづくりに寄与する屋外広告物を創造していきます。」ですか。

委員

上の から と下の から とは対応して書いてあるのですよね。上の は屋外広告物の美しいデザインの話ですよね。そうすると下の も「生き活き」の代わりに「美しい」を入れてしまうと「美しいまちづくり」になってしまい、日本語としておかしいと思います。

会長

そうしますと、これは本来「美しい屋外広告物」でないといけないということですね。「篠山の景観に配慮し、篠山らしいまちづくりに寄与する美しい屋外広告物を創造していきます。」でよろしいですか。

それでは先ほどの文書については、修正提案を認めていただいたとい

う状況ですが、ご質問ありませんか。

委員

今の文言と関連するかもしれないのですが、以前の計画の削除する部分の篠山盆地幹線沿道地区の部分を全て削除して第7章が入ると見たときに、前は文書も練り上げてきて景観計画として最終的に成立しているのですが、今回、もとの削除する部分の景観のところですか、そもそも篠山の景観をどう考えるのかということを書かれている文書に対して、その部分が今回すごく少ない。文書的にも文言的にも整理されていないので、今色々なお話が出ているのではないかと気になっています。

例えば、篠山の景観をどう考えるのかというときに、場所によっては田園景観、歴史的な町並み、集落のたたずまいと並んで出てくるところもあれば、63ページの「屋外広告物等の表示等に関する制限」というところだと「農の都にふさわしい美しい田園風景を保全し」と田園風景しか出てこなかったりします。屋外広告物の掲出をするときに篠山としてはこういう景観に配慮して欲しいというところの文書が全体に弱いというイメージがあります。62ページの 、 、 という細かいところで文書を説明するよりは、前段の部分で篠山市はこういう景観を大事にしますということ、農業の生活をされている方の視点も含めて書いて、 、 の部分をもう少し簡略化し、大きな景観に対する話と広告物に対する話を整理した方が、このページ全体が分かりやすくなるのではないかと思います。基本方針などの前の文書のところでもう少しきちんと書いて、整理していただいて、 、 、 は広告物に関する話しか書かないというぐらいの整理の仕方をした方がいいと思います。

篠山の景観に対する根本的なことというのは第7章の1の基本方針やその前の部分でもう少ししっかりと、色々な話が出ていることをまとめておいた方がいいのではないかと思います。

会長

そうした上で 、 、 はもう少し簡略化した方がいいのではないかと思います。

委員

そうですね。

委員

今のお話を伺ってなるほどと思ったのですが、第1章、第2章、第3章、第4章ですね、篠山市全体の景観計画を見ているのですが、今回、

屋外広告物ということで特別に章立てしてあげるといふときに、今までの文言であげてはいけないのではないかということをおもいました。第4章の景観計画のところ、例えば項目として屋外広告物についてあげるといふやり方もあるでしょうし、若しくは第7章として、屋外広告物の考え方など章名を変えて、ここで今おっしゃられたような屋外広告物に対する基本的な篠山の考え方をまずあげて、それから基本方針にいくというやり方もあるのかなというふうにおもいます。多分、第8章の中の言葉遣いがそのまま章名になっている点について、少し違和感があるのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

事務局

章名だけに関して申し上げますと、景観法第8条に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を景観計画に定めることができるという規定がありまして、法律の文言そのものを全国的にも章のタイトルにされているということもあり、章のタイトルとしては長くて分かりにくい部分もありますが、法律の文言を使わせていただいております。

それから、ご意見のありましたとおり、この章を章立てするのか、他の章に設けるのかということも議論はありましたが、どちらが分かりやすいかということをおもって検討しました結果、個別の章の中に入り込むよりも新たに章立てをして、広告物だけの章を設ける方が分かりやすいのではないかということで、第7章にこのタイトルでもってきたという経緯があります。中身についてはご指摘のとおり、若干修正が必要な部分があるのかもしれない。

委員

章立てしていただくというのは、その方が分かりやすくいいと思うのですが、いただいた資料が第7章だけの資料になっていることもあり、景観計画全体の流れの中では、その部分だけ違和感が出てくるとか、後でこの部分だけ足したような感じのものになったりする可能性があるのか、景観計画の他の章との関係や、他の章でどのようなことを説明しているのかということも見た上で考えないといけないとおもいます。それでいくと、広告物を表示するということがこの景観計画の中でどういう位置づけになっているのかという説明ですとか、広告物を掲出する上でこ

ういうところを大切に思っているということを伝える文書がちょっと弱い。すぐに、基準の内容に入っているという印象があるので、景観計画全体の流れの中に入るべき内容をもう少し検討いただく方がいいのではないかと思います。

委員

40 ページ以下の部分が削除されますよね。それに代えて第 7 章が入ることになるのだけれど、現行の第 7 章で書いてある内容と比べると、今、田中先生がおっしゃったようなところ、どのような方向で取り組んでいこうかというところが、提案されている第 7 章の基本方針ではちょっと足りないのではないかと私も思います。構成をどうするのかは別にして、提案されている「1 屋外広告物に関する基本方針」のところはもう少し篠山の景観形成にあたって屋外広告物をどのように考えていくのだということをもうちょっと詳しく書かないといけないと思いました。委員の質問はそういう主旨かなと思います。

委員

最初に事務局の方から説明いただいた、禁止地域とか促進する地域に分けたというのが今回の大きなポイントだとこの間までの協議の中で私は認識しています。さきほど言われたように農地は私自身、もっと広告をやめるべきだという意見を持っていたのですが、少なくとも今回地域を分けて、こういう地域ではどんどん禁止すると。前回の話にもあった黒枝豆ののぼりをどうするかという議論も事実上あったわけで、そういうところについては厳しくして、この間のフォーラムであったように縮小していかなければならないところは縮小していくというところをここへ詳しく謳いこんでもらう必要があると私も思います。冒頭で説明されたということは、それが一番肝心なところだと思うのです。それがここで抜けているのは少し寂しいなと思います。

会長

他にこの件に関してご意見ありますでしょうか。

委員

景観形成の基本方針と書いてある 38 ページのところと第 4 章の景観計画の基本方針のところと合っていないので、整理の方向性として、まず基本方針として掲げているものは第 4 章の基本方針に合わせていった方が良くはないかと思います。具体的な屋外広告物等の話ですとか、そういったものはまた検討が必要かとは思っています。基本方針の 、 、

とあがっている改正案のところは大きく違うように思うのですが、これは何か別のところから引いてこられたのですか。

会長                   もともとの景観計画の 15 ページの第 4 章に景観形成に関する基本方針が から まで書かれています。これは全体に対する基本方針ですよ。ですから、屋外広告物についても当然、景観計画全体の基本方針を受けて、その広告物としてはどうなのだというふうを書くべきなのだけれども、そこがちょっとずれているのではないかというご指摘ですね。

委員                   はい。

会長                   田中委員もそういう部分を指摘されているわけですよ。事務局に確認しますが、第 7 章の基本方針をまとめる際に、景観計画第 4 章の基本方針との整合性をどのように図られたのかということをお教えください。

事務局               今おっしゃっておられるのは、新旧対照表で言いますと 38 ページの件でしょうか。

委員                   はいそうです。新旧対照表の 38 ページの基本方針のところ「豊かな自然を守る」というような項目があがっていますが、これと景観計画全体の中の景観形成に関する基本方針が第 4 章であがっているところです。

会長                   先ほど委員から個別のところは修正しているけれども、根本の景観計画全体の話との整合は大丈夫ですかと。つまり、章を入れ替えたりする中で、大きな流れは大丈夫ですかという質問があったのです。それで、チェックポイントは二段階あって、まず、全体としての第 4 章の景観計画の基本的な考え方という部分をさきほど確認したのです。その上で、それを踏まえて新旧対照表の広告物の部分の景観形成方針なのですが、整合していますかということと、これはそもそも今回の変更提案以前のことだから、つながっているはずなのですが、その上で今回章を入れ替えて新しい第 7 章を入れたときに、うまく流れはできていますかということを確認してくださいということだと思います。

委員                   38 ページっておっしゃっているのは沿道地区のことですね。

会長                   新旧対照表は沿道地区のことです。

委員

おっしゃっているのは、そちらではない話ですよ。沿道地区はインター周辺地区だけになったのですよね。

事務局

38 ページの方はインター周辺地区だけにしたのと、基本方針を加えたということが変更点です。基本方針を加えたというのは景観計画の中の第4章で謳われていた内容があったものですから、当初は外していたのですが、指導をしていると該当する沿道区域の文章しか読んでいない場合が非常に多くて、第4章で書かれているものは読まずにインターチェンジの部分だけを読んで来られて「どこに書いてあるのか。」という議論がいくつかありました。そのために前提となる大きな第4章の内容の中で、特にこの沿道については自然環境にも配慮していただいて、統一感や連続性のある沿道景観をつくるという立場で設置してくださいということを強調する必要性があり、そのあたりが十分に伝わってない面が指導の中で見えてきましたので、もう一度、当初県の方針にあった内容をこのインターチェンジ周辺のところにも加えるという対処をさせていただきます。

それから、委員からご指摘がありました、市全体の思いはこの第4章が景観形成の一番大きな方針ですので、第7章につきましては、屋外広告物に限った方針という形で少し割り切りまして、屋外広告物を掲出するときにはこういう考え方でということで方針を立てました。それが藤本先生もおっしゃられた屋外広告物を掲出するときの方針という中身で三つの方針を示したということで、全体としては第4章の方針に景観に対する思いは書かれていると考えております。景観計画の変更に関して、他都市の事例ではいきなり基準内容を示しているような市もありまして、景観法で行為の制限に関する事項を定めなさいとなっていて、全体の景観計画の中で行為の制限に関する事項というのはまさに基準になるわけですが、基準は屋外広告物の規制（条例）の方で内容を示したいという思いがあって、市としては第4章の内容を受けて、第7章の屋外広告物等の方針を景観計画の中では示したいということで、今回このようにまとめております。従いまして基準内容は屋外広告物の規制（条例）の中で定め、その考え方としては篠山市の景観計画の考え方があっ

て、第7章ではそれを受けて屋外広告物を掲出するときにはこういう方針でいきたいと思いますというのが、「わかりやすい」とか「美しいデザイン」という表現にさせていただいているということです。そのあたりで第4章の思いが少し薄れている部分もあるかもしれませんが、これについては、答申いただきました屋外広告物の基準の方では、もう一度屋外広告物の景観形成に対する考え方であるとか、田園沿道区域などでは詳しい説明はさせていただいているのですが、景観計画の中の方針としては要点だけを伝える内容にさせていただいています。

委員

38 ページの話ですけれども、基本方針を入れ込んだこの白丸三つというのは、先ほどお話が出ていた第4章の基本方針から引き抜いたということですか。

事務局

精神はそうです。1番、2番などが豊かな自然環境を守るという形になりますし、魅力的な沿道景観を創るというのは、新たな景観の創出ということで、沿道市街地について第4章の方針にもありますが、特に沿道では魅力ある沿道を創るために連続性や統一感ということで4番の内容を、全体としては篠山らしさを創り出していきたいということで、それは5番、6番の内容を継承しているというふうに考えています。

委員

屋外広告物の話と、第4章の方針を入れられたという話が逆の方向かなと思うのです。逆の方向とは、一つには38ページの景観形成方針は、他の地区別計画を見てもどれも、景観形成方針の次は文書が入っているわけですね。別に基本方針を入れていないのですね。ここだけ、いっぱいあがってくるがために、現場のお困りから入ってきたのだと思うのですけれど、これは今おっしゃっている第4章で全て言っているのの後では言わないということと逆行していると思うのです。方針を決めていただいたらいいかとは思いますが、だから、今ここで38ページに基本方針を入れるのはその方針からいくとおかしいのではないかとということと、逆に第7章は、第4章を読んでから第7章の屋外広告物の話を入れるということであれば、第4章の景観計画の 印が6つまでありますね。是非この市民啓発など、このどこかに屋外広告物に関する基本方針を1項目増やしていただいて、入れていただいた方が分かりや

すいと思いました。

会長

かなり大手術が必要かなという気もします。ただ、大きな流れとしては、まず第4章で景観計画に関する基本的な考え方を整理しました。それに基づいて、それぞれの地区ごと、沿道地区についても当然基本的な考え方を受け継がれた上で、沿道地区の内容が決まっているはずですね。どれぐらいのボリュームで書くかは別にして、基本的な考え方を受けてそれがちゃんと対応しているのかどうか、そして沿道の場合はこうですよと、恐らく事務局の趣旨としては何か書いておかないと次の具体的な規制内容につながらないということで、書かれることはいいことだと思います。改めて基本方針をおさらいして、それを踏まえて沿道ではこうなのだと書く。もしそうであれば当然、新たに出てくる第7章の広告物についても同じレベルで簡単にでも記しておく必要があるし、記しておけばいいということなのです。

今日の議論は個々の規制内容の変更とか、地区指定に異論があるというわけではなくて、少し整合性がとれていないのではないかというご意見だと思います。これについてはまず、地区指定を追加するなどの内容について、異議はないわけですが、全体の流れについてちょっと整理してくださいという意見だというふうに理解しました。これはどうしますか。事務局に質問ですが、それを踏まえて再修正した上で再度諮るべきですか。

委員

地区別全てに入れなければなりません。

事務局

38 ページの内容を入れるということであればそうなります。

委員

基本方針というのを敢えて38 ページにだけ入れたということが、現場の必要性によるものであれば、私としては違和感はないです。ただ、他の地区についても、基本方針と景観形成方針の2つにするべきかどうかということについての検討をしていただきたい。できればそろっている方がいいに決まっているから、他のところも基本方針を盛り込んだ方がより良くなるのかどうかという検討はしていただきたい。その上で、必要ないのか、盛り込んだ方がいいのかということについて審議会の方に報告していただければいいのではないかと。つまり、他の地区について

も検討をするが、取り敢えず今回は、インター周辺地区についてはこういう形にしたいということであれば、それはそれで結構かなと、了解をしてもいいのではないかとということが一つです。

会長

山下委員からご提案がありましたけれども、他の委員の方はいかがですか。

特に異議はないようです。この審議会としては、基本的には事務局の提案についてはこれでいいのではないかとことです。ただ、委員からありましたように、他の地区の部分について基本方針を書くべきかどうか、整理すべきかどうか、全体の整合性や構成をバランスのいいものにするために追加した方がいいのかどうかについて検討していただいた上で、その結果を報告していただきたいということです。今回の変更内容そのものについては認めてもいいのではないかとご意見ですね。

他にいかがですか。今の方向で。もしご意見がないようでしたら、これは諮問されている案件ですので、答申をしなければいけないわけです。

委員

インターチェンジ周辺の基本方針をこういうふうにするということは了解をしました。もう一つ論点になっていたのは、第7章の取り扱いというところで、第7章を追加するというだけではなく、40ページ以下のところの幹線沿道地区に関する記述を削除するというところにも連動しているわけですね。更に屋外広告物に関する基本方針を入れるということになれば、第4章、15ページ以下というところとの整合性というか、景観計画全体としてのバランス、体系性ということにも絡んでくるということです。この点についてどうするのかというところは話ができないと思います。63ページ以下の制限に関しては、3地区にするということでもいいかとは思いますが、62ページのところの内容がこれでいいのか。あるいは場所がこれでいいのかというところは、結局結論が出ていない。私自身としては釈然としないところがあります。そこを会長に一任するというところでも構わないけれども、一任するというのも申し訳ないかと思えます。

事務局

全体的な方針等については認めていただいたと理解をさせていただき

たいと思うのですが、先ほどから色々ご意見を賜っております。いただきましたご意見を基に事務局としましても再度修正をいたしまして、その上で会長にご相談の上、出来ればもう一度審議会を開催させていただいて、お諮りさせていただき、答申をいただくという方向で考えたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

会長

それでは、再度検討いただいた上で、日程調整が必要になりますけれども、再審議ということにしたいと思います。この件については、今申し上げた方向で取り扱います。

それでは、報告事項について事務局より報告をお願いします。

資料4について報告

事務局

今の報告についてご質問はありますか。よろしいですか。

会長

それでは今日の持ち越しになった部分がございますが、非常に重要な部分でもありますので、事務局で再度検討していただいた上でもう一度諮るということになります。随分熱心な議論をありがとうございました。事務局に進行をお返しいたします。

委員

説明の中で資料の差し替えがありました。今後どちらの資料を使われるのか明確にしていきたい。両方使われるのであれば、番号を打っていただきたい。

事務局

大変失礼いたしました。今回、一部差し替えをさせていただきましたが、お配りしています資料4に添付しております図面が今後景観計画や屋外広告物条例の中で説明させていただく路線の番号とご理解いただきたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。おっしゃるように、同じ資料で違うものがあるというのは非常に申し訳なかったと思います。今後このようなことが一切ないように、資料についてはきちんと整合のとれるものをご提出させていただくことをお約束させていただきまして、お詫び方々ご理解いただきたいと思います。

会長

次回以降、資料についても精査のほどよろしく願いいたします。

これで閉会いたします。お疲れ様でした。